

日本古代の交易者 目的とその類型

中村 太一

Traders in the Ancient Japan

はじめに

- ① 交易活動の動機と目的
 - ② 官司・王臣家の交易
 - ③ 畿内における地方豪族層の交易活動
 - ④ 商人とその展開
- おわりに

【論文要旨】

日本古代の交易に関する従来の研究は、交易者・市の様相や法的規制、あるいは官司や官人による交易活動の解明に主眼を置いてきた。このため、交易活動の動機や目的などについては、必ずしも追究されてこなかった。そこで本稿では、ポランニーが指摘する交易者の動機や目的に着目し、交易者の実態やその類型を抽出することを目的とした。

まず第一章では、ポランニーの指摘に基づいて、史料に見える交易の動機について、包括的な分析を行った。その結果、日本古代においては、外部産品の獲得を目的とした交易に従事する、身分動機の交易者が多く存在すること。他方、利潤動機の交易者は零細で、社会的地位も低いこと。したがって、交易量全体に占める割合では、獲得型・身分動機型交易が多数を占めるであろうことなどを明らかにした。また第二章では、官司や王臣家の交易は、基本的に獲得型・身分動機型交易であること。長屋王家による酒食販売事業なども、家政運営に必要な銭貨調達を目的と

したものであることを指摘した。

さらに第三章では、地方豪族が畿内で展開した交易は、利潤追求が目的ではなく、在地では入手しえない文物を獲得することに主たる目的があったこと。このため、列島や海外の物産が集まる京や難波に交易の拠点を設けたこと。また彼らの銭貨獲得は、純経済的な私富追求ではなく、威信財としての位階や銭貨の入手を目的としたものであることを明らかにした。

最後に第四章では、利潤動機の商人について検討した。ここでは、彼らのうち市人や近距離型行商は、消費経済の進展につれて数的拡大傾向が認められるものの、大多数の経営体は小規模のまま推移したこと。その一方で平安時代後期になると、比較的大規模な交易を展開する遠距離交易商人の姿が見られるようになること。彼らは、王臣家等が展開してきた獲得型交易構造の一部を代替する形で事業を展開し、成長を遂げていったと考えられることなどを述べた。

はじめに

日本古代の交易に関するこれまでの研究は、史料上に散見される交易者と市、およびその交易内容、法的規制、交易圏の拡がりや、官司や官人による物資調達を目的とした交易活動の解明に主眼を置いてきた。このため交易活動の動機や目的などについては、必ずしも追究されてこなかった。特に官司等の場合は、その運営や造営、あるいは貢納物資を取り揃えるための交易であり、その目的が自明ともいえるものであったからである。

一方、官司以外の交易やその内容を追究する視角からの研究は、個々の交易内容や交易形態が中心に扱われ、やはり交易を行う動機についてはあまり問題とされてこなかった。例えば西岡虎之助氏は、平安期の「商人」「商業」に関する史料を網羅的に取り上げ、詳細に事実を追究した〔西岡 一九二五〕。また西村真次氏は、奈良時代の商人を「近距離型行商」と「遠距離型行商」に分類して、「遠距離型行商」は巨額の資本と船舶を擁したことを指摘している〔西村 一九三九〕。しかしこれらの論考は、「商人」「商業」「行商」という言葉を使っているように、史料に見える交易の目的が商行為にあることを前提としている。

遠距離交易については、喜田新六氏が、地方の献銭叙位者は大きな権力と運輸能力を有する富豪で、中央との遠距離交易によって錢貨を手に入れたとした〔喜田 一九三三〕ことを皮切りに、地方と中央を結ぶ遠距離交易が注目されるようになった。そして吉田孝氏が、官司や官人による交易活動を解明するとともに、地方―中央間の交易は、中央に貢納される膨大な量の物資とその運送に携わった人間の移動がもたらした影響によるものと指摘する〔吉田 一九六五〕など、流通経済史を古代国家論に位置づける方向性を示した。

そういった古代流通経済史研究の現在における到達点の一つが、榮原永遠男氏による一連の研究〔榮原 一九九二〕であるといえる。遠距離交易については、中央と地方とを結ぶ交易が当時の遠距離交易の特質であるとし、畿内主要部と畿外とを結ぶ交易という意味に限定して、その構造・諸類型・交易者の出身階層などについて検討している〔榮原 一九七六〕。この論考は、古代における遠距離交易者とその交易活動を追究しようとしたものであるが、一方で交易の動機の説明に関しては不明瞭であると感ずる部分も少なくない。榮原氏は、彼らの交易活動の目的や構造を、「錢貨と物資の連続的形態変化を通じて、利潤を得んとする意図はむしろ希薄である。彼らの遠距離交易は、大勢としては、偶然性・一回性を強くおびていたといわざるをえない。したがって、無限定に彼らを古代的商人などとはいえない」と指摘し、「私富蓄積の一手段であるとともに、動揺しつつある自らの在地支配を、経済的・イデオロギー的に補強する役割をも果たすものであった」と総括する。しかし一方で、「中央でも、家人や奴婢を東西市に居住せしめて麩を出し、興販すなわち一定期間継続的に利潤追求のための売買を行っていたらしい」という叙述もみられる。

「在地支配」と「利潤追求」・「私富蓄積」が、交易の目的として同時に存在することは、必ずしも矛盾するものではない。しかし榮原氏の説明は、いかにも苦しいと感じざるを得ない。その問題は、これまでの研究が自明とし、深く追究してこなかった点にあると思われる。それは、かつての西岡・西村両氏の研究に典型的に見られるように、交易の目的の中に、多かれ少なかれ利潤の追求が必ず含まれているという現代的・常識的な理解である。この「常識」を疑ってみた場合、交易者が利潤追求を主たる目的の一つとし、その利潤をもって私富の蓄積を図ったというイメージ、すなわち交易⇨商行為という理解が本当に正しいのか、という命題につきあたる。そこで本稿では、交易者の動機・目的に関する

再検討と、そこから見た諸類型の抽出を行うとともに、交易者の一部を占める商業者の古代社会における位置、そしてその中世への展開について見通しを述べることにしたい。

① 交易活動の動機と目的

(1) 交易の目的

前近代社会における交易者の動機・目的に関する分析視角として筆者が注目するのは、非市場経済社会における交易本来の意義・目的・動機に関するK・ポランニーの指摘である〔ポランニー 一九八〇〕。

ポランニーは、交易とはその場では入手できない財を獲得する方法であると定義する。そして交易は、集団にとって外部的なもので、日常生活とは異なる活動、例えば狩猟や遠征、海賊行為などに近く、遠方から財を獲得し、運搬してくることが重要であると指摘した。また、交易と他の活動が違う点は二方向性にあり、このため平和的な性格が確保され、強奪や略奪がないとする。

この考え方は、「商品交換は、共同体の終わるところに、すなわち共同体が他の共同体または、他の共同体の成員と接触する点に始まる」というマルクスの指摘〔マルクス 一九六九〕とも少なからず共通する。ただし、ポランニーが「商品」ではなく、「財」としている点は注意を要する。売って利益を上げるのが主目的だったのではなく、自らが所属する国家・社会・共同体などの内部では生産・獲得できない物を、外部との平和的な交流により入手する、そこに非市場経済社会における交易の目的があったとするのである。つまり交易者にとっては、自らの生産物を輸出して利潤をあげることよりも、他者から獲得する輸入品にこそ関心があったということになる。

これが日本古代においても同様な傾向にあったことは、史料からも確

認できる。例えば、『続日本紀』和銅四(七一)年十月甲午条(いわゆる蓄銭叙位令)や延暦十七年九月廿三日付太政官符(『類聚三代格』卷十九・後掲史料8)には、「夫銭之為用。所以通財貿易有無也」、「用錢之道取輕便。有無均利彼此得宜者也」と、交易における銭貨の効用が述べられている。ここでは、利を等しくすることも述べられているが、有る物と無い物を交換することが「貿易(交易)」の第一義の意味であるという認識を、まずは読みとるべきである。

また史料1は、但馬国に到着した渤海使への対応方法を、国司に指示した太政官符である。この中に、渤海使と私交易する者の取り締まりを命じた一節が見える。そして、その交易を行う人について、「必愛遠物、争以貿易」と記す。ここには、輸入品に関心を寄せて貿易する人々の様子が示されている。

(史料1) 『類聚三代格』卷十八 夷俘并外蕃人事

太政官符

(中略)

右得_レ但馬国解_レ僞。渤海使政堂左允王文矩等一百人、去年十二月廿九日到着。

(中略)

一 応_レ禁_二交関_一事

右蕃客売_レ物私交関者、法有_二恒科_一。而此間之人、必愛_二遠物_一、争以貿易。宜_下嚴加_二禁制_一、莫_レ令_二更然_一。若違_レ之者、百姓決杖一百。王臣家遣_レ人買、禁_二使者_一言上。国司阿容及自買、殊处_二重科_一。不_レ得_二違犯_一。

(中略)

(八二八)

天長五年正月二日

同様に、史料2は対北方交易の状況で、「国家之貨」を売ることで「為害極深」いにもかかわらず、「王臣及国司等争買狄馬及俘奴婢」という状況が現出している。ここには、交易において輸入品に深い関心を寄せる一方、輸出品については無頓着な様子がよく表れている。史料3(対新羅交易)では、この状況を「耽外土之声聞。蔑境内之貴物」と、より端的に表現している。

〔史料2〕『類聚三代格』卷十九 禁制事

太政官符

応陸奥按察使禁断王臣百姓与夷俘交関事

右被右大臣宣稱。奉勅。如聞。王臣及国司等争買狄馬及俘奴婢。所以弘羊之徒苟貪利潤。略良竊馬。相賊日深。加以無知百姓不畏惡章。売此国家之貨。買彼夷俘之物。綿既着賊襖。胄鉄亦造敵農器。於理商量。為害極深。自今以後。宜嚴禁断。如有王臣及国司違犯此制者。物即没官。仍注名申上。其百姓者一依故按察使從三位大野朝臣東人制法。随事推決。

(七八七)

延暦六年正月廿一日

〔史料3〕『類聚三代格』卷十八 夷俘并外蕃人事

太政官符

応檢領新羅人交関物事

右被大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣稱。奉勅。如聞。愚闇人民傾覆櫃運。踊貴競買。物是非可輒遺弊則家資殆罄。耽外土之声聞。蔑境内之貴物。是实不加捉搦所致之弊。宜下知太宰府嚴施禁制。勿令輒市。商人来着。船上雜物一色已上。簡定適用之物。附驅進上。不適之色。府官檢察。遍令交易。其直貴賤。一依估價。若有違犯者。殊

處重科。莫從寬典。

(八三二)

天長八年九月七日

これらの史料からは、交易に際する輸輸入品への関心と輸出品への無関心が明らかに読みとれよう。このような交易行為は、距離・時間・加工などによって発生する付加価値(価格差)を利用して、利潤を追求する行為ではない。どちらかといえば、「消費」と表現すべきものである。そして、蝦夷との北方交易(史料2)や、对中国交易(『竹取物語』の火鼠の皮衣など)、对新羅交易(史料3)、地方豪族が京や難波で展開する交易(後述)なども、自国・自地域で生産・獲得できない物品を入手するために行われている。

ちなみに、こういった獲得型交易は、威信財などの奢侈品交易のみの問題とはいえない。史料2からは、エミシが交易で綿や鉄を入手し、日用品(襖)や生産手段(農器具)に加工していた様子が窺われる。また、古墳に鉄錠が副葬されている例からは、再生産に必要な鉄資源が、同時に威信財ともなりうることを示している。そしてポランニーが指摘するように、奢侈品もまた支配層にとっては必需品である。したがって、両者の境界は極めて曖昧で、かつ時代や地域、地位や身分によって変化・変換し得るのであって、両者の間に本質的な違いはないと考えるべきである。

以上の点から、日本古代社会において行われた交易の中には、奢侈品・必需品にかかわらず、外部から財を獲得することに主眼を置いた交易が確実に存在したと考えられる。そして、これらの交易では、交易によって生じる利潤が目的になっていたわけではない。すなわち、交易は利潤追求行為とは必ずしも言えないのである。

(2) 交易者の動機とその類型

一方で日本古代社会には、利潤追求行為を生業の一部としていた人々も確実に存在した。例えば史料2には、利潤を貪る徒がいたことが示されている。このような交易に関わる人々の複雑な状況は、どのように把握するべきであろうか。ここで筆者が注目するのは、やはりポランニーによる交易者の動機とその類型に関する指摘である。

ポランニーは、交易者の動機には、自己の社会的身分によるもの、つまり義務や公共への奉仕の要素によるもの(身分動機)と、売買取引から生まれる利得のために行なわれるもの(利潤動機)があると述べている。そして身分動機の場合、原則として利得獲得の形態はとらず、主人や君主から報酬を受け取る形になり、同時に取引で発生する利得は、付与される富に比べればはるかに少なかったことを指摘する。また、義務と名譽のためには取引するものは富裕になるが、汚らしい金銭のために取引するのは貧しいままとなり、これがアルカイックな社会において、利得の動機が表面に出ない理由であると述べている。

日本古代における身分動機の交易者としては、史料1の「王臣家遣人買、禁使者言上。」という一節に見える、「人」「使者」があげられる。彼らは、直接の交易従事者ではあったが、王臣家に奉仕することを職務としていた者たちであり、交易によって生じる利潤で生活していたわけではない。さらにこの場合、交易従事者は身分動機の「人」「使者」であるが、交易主体はあくまでも「王臣家」であることも指摘できる。すなわち、身分動機の交易者が介在する場合、交易主体(王・臣)と交易従事者(使者)が分離することもその特徴といえよう。

また、これまでの研究で検討が進められてきた官司や官人による物資調達を目的とした交易活動も、官司を交易主体とし、官人を交易従事者とする身分動機による交易の一類型ということが出来る。

これに対して、利潤を動機とする奈良期前後の交易者には、次のよう

な例が認められる。

大安寺の出挙銭三十貫を元手に、京で交易品を販売し利潤を得ることを目的として、越前国敦賀津で交易(仕入れ)を行った檜磐嶋(『日本霊異記』中巻第廿四話)。馬に重い荷を負わせたり、その馬を食べべたりして、現報を受けた「瓜販の人」(『日本霊異記』上巻第廿一話)。盗んだ経を、市で行商した「賤しき人」(『日本霊異記』中巻第十九話)。

また平安期になると、行商を行う販夫・販婦や、市での販売を行う市人・市女などが、多く史料に見られるようになる(西岡 一九二五)。

これらの例は、いずれも社会的身分は低く、多くは零細業者であることが指摘できる。また『日本霊異記』の例では、大安寺の出挙銭を受けている檜磐嶋を除くと、現報を受けたり、「賤しき人」と表現されるなど負のイメージを背負っていることも注意すべき点である。檜磐嶋の事例のような、個人的な活動としては比較的大がかりで、かつ肯定的に捉えられている交易であっても、榮原氏が指摘するように、寺院への従属性や交易の一回性を強く帯びていたとみられる。また、仏教に利益をもたらす商行為であり、かつ帰依や出挙銭を勧めることを目的とした説教だからこそ、肯定的に説かれていたことも見逃してはならない。

そして、その内実がなかなか捉えにくい都城等の「市人」(『続日本紀』天平十六年閏正月戊申条など)を考慮したとしても、全体としてみれば、彼らのような商業的交易者それほど多くはいなかったであろうし、同時に都城等の一部地域に偏在していたことも間違いない。したがって、単体の経営規模が零細で、数的にも多くはない彼らのような商業的交易者が、交易ないし流通経済全体に占める地位・役割は決して大きくなかったとみるべきであろう。

一方、日本古代における利潤動機の交易者のなかには、商行為を主たる生業とする民間人の他に、価値を利用して官物を意図的に取引し、自らの利潤を追求する官人もいた。

〔史料4〕『類聚三代格』卷十九 禁制事

太政官符

一禁_下犯_下用官物_下名_中公文乘_上事

(中略)

一禁_下官交易物失_レ時致_レ損事

右時物有_二貴賤_一。充_レ價異_二高下_一。夏_レ絶秋穀色類既多。如_レ聞。諸国交易先立_二沽_レ價_一。貴_レ時強_二与_レ賤_レ價_一。賤_レ時詐_二注_レ貴直_一。遂_レ事_二割_レ裁_一。枉_レ規_二利_レ潤_一。蠹_レ民害_レ政。莫_レ甚_二於_レ其_一。宜_下改_二前_レ過_一不_レ得_二重_レ犯_一。仍_レ候_二物_レ賤_レ之_レ時_一充_二和_レ市_レ之_レ價_一。依_レ實_レ申_レ官。不_レ得_二奸_レ裁_一。如有_レ不_レ悛。罪_レ同_二上_レ條_一。

以前被_二右大臣_一宣_レ稱。奉_レ勅。凡_レ厥_レ僚_レ並_レ庶_レ藩_レ擇_一。既_レ居_二祿_レ位_一。理_レ合_二清_レ勤_一。或有_下情_レ殉_レ賊_レ私_一多_レ違_二惡_レ法_上。頻_レ經_二誠_レ勵_一。未_レ聞_二悛_レ懲_一。泣_レ辜_レ之_レ仁_一雖_二則_レ切_レ於_レ鮮_レ網_一刑_レ故_レ之_レ典_一誠_レ不_レ獲_レ已_レ而_レ為_一。宜_二懇_レ勸_レ諭_レ各_レ令_二自_レ勵_一。如_レ猶_レ違_レ犯。必_レ處_二重_レ科_一。

(七九八)

延暦十七年十月十九日

このような、時間差あるいは地域差によって生じる価格差を利用した官司・官人による利潤追求型の取引の例は他にも存在し、吉田孝氏は石山寺造営事業に関連した米や小豆・大豆・材木の売買を詳細に追究している〔吉田 一九六五〕。この背景には、需給関係に基づく米価の季節変動〔青木 一九五六、村尾 一九六一〕や、材木などの地域間価格差があったのは間違いない。しかしその一方で、官司による取引には、価などの経済外強制が多分に含まれていることにも注意しなければならぬ。当然のことながら、このような経済外強制を伴う確実な利潤獲得行為は、官司だからこそ行いえたものである。

また、石山寺造営残材と共に私材の売却も行い、個人的にも利潤をあげたらしい安都雄足の取引の場合も、官司の取引に便乗する形で行われ

ていることは注目に値する。このことは、官人といえども、官司に便乗する、あるいは官司にも利益をもたらすような形でなければ、利潤追求を正当化できなかった可能性を示している。

そして当然のことながら、史料4のような官物の損害を伴う官人の取引は禁制の対象になった。であると同時に、史料4では「枉規_二利_レ潤_一。蠹_レ民害_レ政」こと自体も問題になっており、官人が交易そのもので利潤をあげ、個人的な利得を図ることは、少なくとも奨励されるべき行為ではなかったとみるべきであろう。

以上のように日本古代社会には、身分動機の交易者と利潤動機の交易者が存在すること。そして利潤動機の交易者で商行為を生業とする者、すなわち商人は一般に社会的身分が低く、また零細な規模のものが多かったこと。官人のように、本来は身分動機で取引を行うべき者が、利潤動機の取引を行うことはままあったようであるが、それは問題視される傾向にあったこと、などが指摘できる。

ただし、日本古代における商人の地位・身分は、中国のようにイデオロギーによって規定されたものではなかったことにも注意しておく必要がある。吉田氏は、日本では官人の商行為に関して寛大であったこと、商業に対する儒教的蔑視思想が定着しなかったことを指摘する〔吉田 一九六五〕。『日本霊異記』で語られるように、あるいは平安期の販婦(市女)や「あき人」が賤しい階級と見なされていたように〔西岡 一九二五〕、商人が蔑視されていなかったわけではない。しかし商人の地位が制度的に低く抑えられていたというよりは、もともとの社会的地位が低く経済力も小さいがゆえに、原初的な商行為を主たる生業とせざるをえなかったというのが実状であろう。

すなわち、このような古代の零細な商人は、大規模な商業を展開するほどの資本をまだ蓄積しておらず、逆に富裕で社会的地位の高い階層は、継続的な交易・販売行為で利潤を求め商業には乗り出していなかつ

た。次章で述べるように、王臣家等の交易活動の本質は物資・貨幣調達にあつたとみた方がよく、先に見た官人による利潤追求行為も一回性が強い。いずれにしても、生業・産業としての商業とは言い難いのである。このように商業の構造そのものがいまだ未熟な段階にあつたため、社会的な勢力としての富裕な商人階層が古代社会には存在しえず、また商人蔑視思想を体系化する必要さえもなかったと考えられる。

以上のような日本古代社会における状況は、交易者の動機に関するポランニーの指摘に大枠として合致するものと考えられる。そこで次章以下では、日本古代の交易者について、個々の目的や動機に着目した再検討を試みてみたい。

②官司・王臣家の交易

(1)飯高息足の交易活動

飯高息足の交易活動は、畿内と畿外を結ぶ遠距離交易として榮原氏が取り上げた事例の一つで、その経緯は次の通りである。

天平宝字六（七六二）年十二月十六日、奉写二部大般若経所が、同経二部一二〇〇巻に必要な経費を実物で要求する（「奉写二部大般若経用度解案」）。これに対して十九日、節部省は調綿一万六〇四〇屯ほかを、写経所に支給した（「二部般若雑物納帳」）。調綿は貨幣体系の一部であり「中村二〇〇〇」、これも経費、すなわち貨幣として政府から支給されたとみてよいが、実際には写経事業に必要な多様な物資を購入するための普遍的な貨幣としては、必ずしも機能しなかったと考えられる。このため翌二十日、写経所は、官人たちに綿を売却させ、諸物資購入に用いる錢貨を調達する方針を出す（「売料綿下帳」および「売料綿并用度錢下帳」）。これは写経所官人たちの手によって、翌年二月までの間に実行されたが、なかには交易がうまくいかなかった官人もいた。

天平宝字七年二月二十九日、飯高息足は、綿一屯当たりの単価を六五文から六〇文に引き下げること、不足分は墾田地子で後納することを要請し（「飯高息足状」）、翌三十日、三〇〇屯分の代金のうち十四貫を納入した（「売料綿下帳」）。しかしこの納入金額は、一屯当たり四六・七文にしかなくなってはいない。そして、一ヶ月後の三月三十日、息足は四貫九〇〇文を追加納入する（「売料綿下帳」）。この結果、一屯当たりの納入金額は六三文となった。

以上の経緯から榮原氏は、この時割り当てを受けた者は、交易能力があると写経所から認定された人々であること。飯高息足は、もし一屯当たり六五文以上で売却できれば、その利益を入手する可能性をつかんだが、結局のところ利益を上げるのに失敗したこと。息足は、伊勢から中央に出身して下級官人として活躍するとともに、場合によっては、家人や奴婢を利用して、外国に往来する「遠距離交易」を行っていたこと。彼らの「遠距離交易」は、中央の交易活動と副次的に連結しており、全体として中央官衙財政に従属していたこと、などを指摘した。

しかし、息足が利潤を目的として交易を行ったとする見方には賛同できない。なぜならば、たとえ「売料綿下帳」などに見える最高単価である屯別七〇文で売却し、屯当たり五文の利益を上げたとしても、息足があげうる利益は全体で一貫五〇〇文にとどまる。一方、後に彼は、墾田地子を用いて不足分四貫九〇〇文を一括で補填している。この落差は、息足が綿の交易を請け負った動機について疑問を抱かせよう。

伊勢国飯高郡の郡領氏族に連なり、不足分約五貫文を墾田地子から融通・進上しうる息足とその一族にとって、一貫五〇〇文の利潤が交易の主たる動機になったとは考えがたいといわざるをえない。足が出たのは誤算だろうが、このケースは、むしろポランニーが指摘する身分動機の交易であり、写経所官人の業務の一つとして綿の売却を引き受けたと把握すべきである。多くの写経所官人が屯別六〇文程度での交易を行って

いるなか、当初屯別六五文で安請け合いましたこと自体、より多くの銭貨をもたらすことで自らをアピールしようとした息足の動機を窺うことができよう。

以上の点から彼らの交易は、従属どころか、写経所業務の一環とみる方が正しく、官司による物資調達（この場合は、予算執行に必要な銭貨の調達）を目的とした交易活動の一類型とみなすべきである。

(2)長屋王家の交易活動

館野和己氏は、いわゆる長屋王家木簡中の「店」「西店」の記載が見える木簡に着目し、その「店」の機能・性格を分析して、次の点などを指摘した〔館野 一九九七〕。①大量の米を進上している点から、蓄積・貯蔵機能を有する。②近志呂（鮫）五百隻を交易（購入）して進上している点から、交易活動を行う場であった。③飯・酒と銭貨とを交易している（木簡A～D）が、飯等を「店物」と表記すること、記載内容や形状が銭の付け札にふさわしいことなどから、飯や酒を販売していた。以上の点などから館野氏は、長屋王家は御田等の収穫物を用いた交易で、収益を図っていたこと。「店」は、物資の貯蔵、余剰生産物の販売、必要物資の購入といった活動を行っていたことなどを指摘し、長屋王家では、販売を前提とした生産も行われていたとも推測する。

A・十一月四日店物 飯九十九筒 別筭一文
直九十九文

・酒五斗五十文 別升一文
右銭一百卅九文

〔飯力〕〔筭力〕

B・十一月五日店物 □九十四□
価九十四文

・酒五斗直五十文

□□□□四文□□
〔百卅九〕

C・十一月六日店物 □六十七
〔飯力〕

□□ □ □

D・十一月八日店物酒四斗上

・□直卅五文□□□

また榊木謙周氏は、この「店」を含めて、長屋王家の交易活動や消費、労働力編成とその対価などについて分析を加えている〔榊木 二〇〇二 a〕。その論点は多岐にわたるため、本稿に関連する指摘をまとめると次のようになる。

①片岡御菌で蔬菜を交易進上しており、余剰物の売却の可能性を含め、御菌等でも交易が行われていた。また購入の対価には銭貨が用いられた。②御菌での交易事例、津における集積拠点の存在、諸国での交易入手品などから、流通・交易拠点が京外にも広範囲に存在した可能性がある。③直轄地での労働力や、そこからの物資輸送には、雇傭労働が広範に用いられ、その対価には常布や銭貨が用いられた。④「店」を拠点とした交易活動、特に販売活動の存在から、自給自足的な家産経済のイメージは修正する必要がある。以上の点などから榊木氏は、長屋王家の経営・生産・交通・交易などの活動において、交換経済に依存する局面が意外に大きかったことを指摘する。

これら長屋王家における交易活動や交換経済との接触事例のなかで、本稿の視角から最も問題となるのは、「店」等における販売行為である。前章で述べたように、官司や王臣家に関わって現象する交易は原則とし

て獲得型交易であり、利潤を目的とはしていなかったと考えられるからである。この販売行為を除けば長屋王家の交易は、必要とする物資や労働力の調達行為として十分に理解できる。

それでは、長屋王家の販売行為をどのように理解すべきか。まず榊木氏が推測する御菌等での売却行為であるが、これは榊木氏自身が述べるように明証はない。また購入を示す木簡も決して多くはなく、日常的に売買が行われていたとは考えにくい。やはり御菌などで行われる交易は、その地では生産できないものを、周辺地域から入手するために行われたのではなからうか。

一方、「店」において酒食を販売し銭貨を得ていたことは、木簡の記載内容や形状の考証から明らかといえる。しかも、日付が近接する複数の木簡が検出されていることや、販売された酒は長屋王家の醸造部局で造られたと考えられるなどから、継続的な販売事業として把握することができる。それでは、この販売活動は営利を求めてのことなのだろうか。

結論から述べると、巨大な家産経済を有する長屋王家のなかで、収益と呼べるほどの利潤はあがっていないと思われる。そこで、酒の醸造は原価を計算することが難しいので、飯について試算を行ってみる。

まず、穀六升は銭一文である（『続日本紀』和銅四年五月己未条）。また穀六升は、米にすると三升になる（『拾介抄』下第二四算位部）。すなわち原価は米三升〓銭一文と考えることができる。一方、「店」の販売単位は「筥」で、飯一筥〓銭一文で販売していることが、木簡A・Bから分かる。関根真隆氏によると、筥の実例として一升があり、大筥で五升くらい、小筥でその約半分という「関根 一九六九」。大筥では逆ざやになるので、これはあり得ない。飯に小筥とし、一筥あたり二・五升と仮定してコストを計算してみる。

木簡の実例に近い一日当たり飯九〇筥を売るとすると、売上高は飯一筥〓銭一文だから、九〇文である。一方、飯九〇筥のためには米二二五

升が必要になる。その米は三升で銭一文であるから、原価は七五文となる。その差は、わずかに一五文。しかも、これは粗利益であって、労働対価や輸送コストが他に必要となる。これが一筥〓一升であれば、粗利益は六〇文にまで上昇するが、その他経費を差し引くと、やはりそれほど大きな利潤は見込めないであろう。いずれにしてもその利潤は、巨大な経済規模を持つ長屋王家のなかでは、微々たるものといわざるをえない。

酒についても、正倉院文書に見える天平勝宝〓天平宝字年間の一升当たり二〓一七文（二文は一例のみで、五、六文から一〇文前後の場合が多い）に比べると、酒一升〓銭一文というのは十分に安い。したがって、こちらも大きな利潤は望めないであろう。

それではなぜ長屋王家は、このようにさしたる収益を見込めない販売事業を継続的に行っていたのだろうか。結論から述べると、長屋王家は販売事業を通して、銭貨を調達していたのだと考える。榊木氏が指摘するように、長屋王家の物資購入や雇傭労働の対価には常布や銭貨、すなわち貨幣が支払われていた。つまり長屋王家では、その巨大な家産経済を維持するために、直轄地で生産・自給しうる農産物だけでなく、貨幣を必要としていたことができる。一方、銭貨鑄造権は有さないで、長屋王家にとって銭貨は外部から獲得せざるをえないもの一つとなる。その獲得方法の一つとして、交易を行っていたのではないかと考えるのである。したがって販売事業における長屋王家の関心は、利潤〓収益にあるわけではなく、調達できる銭貨の量〓売上高にあると考えられる。

また酒食販売事業の目的が銭貨調達にあるとすれば、長屋王家における「店」の主たる機能や性格を統一的に把握することもできよう。すなわち、都城において流通経済と接触するための拠点であり、銭貨も含めて、長屋王家が必要とする物資・貨幣を交易によって調達する部局であ

る。だからこそ、販売業務だけでなく、終の交易進上といった物品の調達も行っているのだと考えられる。銭貨も終も、交易によって調達し、進上すべきものとして全く変わるところがないのである。したがって、その製造販売事業のみを取り上げて、産業としての商業を営んでいるとみることはできない。やはりその本質は、長屋王が交易主体、「店」の勤務者が身分動機の交易従事者となる、官司や王臣家の交易活動に共通する獲得型交易の一種として把握することができよう。

ただし、長屋王家における交換経済との接触の意義を軽視することもできない。櫛木氏が指摘するように、家政運営のなかで、貨幣を使用した交易や雇傭に依存する局面は意外に多かった。これは、特に国家が発行権を独占する銭貨の導入以後、諸王臣家に共通する現象として立ち現れたと思われる。それ以前から流通経済と全く接触することのなかった経営体など存在しないであろうが、銭貨の導入は、その自給自足の可能性さえ断ち切ることになった。なぜならば、必需品たる銭貨を外部から調達せねばならず、その銭貨を用いなければ、円滑な家政運営が難しくなったからである。したがって、もはや王臣家といえども、流通経済との接触なしに経営することは不可能になり、その傾向は加速する一方であったとみられる。だからこそ長屋王家は、酒食販売事業を行ってまで銭貨を調達せねばならなかったのだと考えられよう。

最後に、「西店」の位置について私見を述べておきたい。筆者は、先にみた「店」の機能・性格から、西市の近辺と想定できるのではないかと考えている。館野氏が述べるように、長屋王やその近親者が、市の内部に「店」を置いた可能性はほとんどない。皇親や五位以上の官人は、市に市肆を置くことが禁止されていたからである。そして館野氏は、王家内で醸造した酒を販売した点から京内、しかし独立的な性格も有するので王邸からは離れた位置、そして「西店」という名称から王邸の西方に位置したと指摘する。また、東西市以外の場所に単独の店舗があった

ことも想定すべきとする。しかし、先のように「店」を必要物資調達の機関と位置づけてみた場合、市から離れた単独の店舗というのは考えにくいのではないだろうか。物を売るだけでなく、買い付ける必要もあるからである。むしろ流通する物資やその価格などをモニターし、時と場合によって必要性や流通状況が変化する物資・貨幣を調達するためには、都城における流通経済のセンターである東西市の近辺に配置することが望ましいのではなからうか。この点から、例えば相模国調邸のように、東西市の近辺に「店」を置いた可能性が考えられよう。「西店」という名称も、単に西方に位置するという意味ではなく、西市を担当する「店」と解釈することで、より明瞭に理解できるであろう。

③畿内における地方豪族層の交易活動

(1) 漆部直伊波の交易とその拠点

漆部直伊波は、天平二〇（七四八）年二月、東大寺に商布二万段を献物し、従七位下から外従五位下を授けられた（『続日本紀』『東大寺要録』）。以後、天平宝字四（七六〇）年三月の佐渡守任官を皮切りに中央官職および国司を歴任し、天平宝字八年一〇月に従五位下、神護景雲二（七六八）年二月には相模宿禰の氏姓を賜ると同時に、相模国造に任じられた。

漆部伊波について特筆されるのは、難波に土地を有していたとみられる点である。すなわち、天平勝宝四（七五二）年正月、東大寺は安宿王から難波荘（三町六段二四九歩）を買得したが、天平宝字四（七六〇）年一月には新薬師寺に三町一段一二九歩を売却する（「撰津国家地売買公驗案」）。買得時と売却時の面積差五段一二〇歩については、この間に漆部伊波が入手したと考えられている（大谷 一九七九）。

この漆部伊波の事例および史料5から榮原氏は、地方豪族による対畿

内遠距離交易について、次のように把握する。

(史料5)『続日本紀』和銅七年二月甲寅条

制。以_二商布_一二丈六尺_一為_レ段。不_レ得_レ用_レ常。如有_レ蓄_二常布_一。自擬_二産業_一者_上。今年十二月以前。悉_レ売_レ用_レ畢。或貯積稍多。出_レ売_レ不_レ尽_レ者。便納_二官司_一与_レ和_レ価。或限_レ外_レ売_レ買。沒_レ為_二官司_一物_一。有_二人_一糺_レ告_一。皆賞_二告者_一。其帶_レ関_レ國_レ司。商旅過_レ日。審加_二勘_レ搜_一。附_レ使_レ言_レ上。

まず第一に、史料5に見える「商旅」は、在地における大量の商布蓄積を前提に中央―地方間を交易し、東西市に「出_レ興_レ販_レ」した人々の存在を示している。そして漆部伊波は、二万段もの商布を献物していることからみて、八世紀後半における、その発展した後身と理解することができる。

第二に、漆部直伊波は相模国出身であり、かつ国造家の一員である可能性が高い。彼の交易は、中央との結びつきを有しつつ在地に盤踞する一族の勢力を背景に、まず相模国と中央を結ぶ形で行われた。この交易は、中央の官僚機構に入り込む以前から行われており、中央官人化した後も継続されていた。

第三に、漆部直伊波が難波堀江に面して土地を確保したのは、交易の必要からとするのが妥当である。彼は、京と難波という「中央交易圏」の二大中心地に拠点を持ち、西日本へと広がる瀬戸内海水運をも視野に入れた交易活動を行っていた。

そして榮原氏は、伝統的な地方豪族にとって「遠距離交易」は、私富蓄積の一手段であるとともに、動揺しつつある自らの在地支配を、経済的・イデオロギー的に補強する役割をも果たすものであったという結論を導く。

以上のような榮原氏の見解に基本的に同意するが、ここでは、ポラン

ニーの指摘から考えられるいくつかの点を補足してみたい。

まず彼は、難波にヤケや倉を備えたであろう土地を所有する、地方の富裕な豪族層に属し、後には中央官人となる。したがって、彼自身が直接交易に従事することはほとんど無かつたであろうと推測される。つまり彼自身は、おそらくはミニ王臣家ともいうべき交易主体であつて、実際の交易は、難波のヤケなどに組織された彼の配下が行つていたと想定される。

また、豪族による私富の蓄積は、基本的には在地における収奪によつて行われたと考えられる。したがつて、純経済的な意味での私富蓄積は、彼らが積極的に交易を行う動機になるとは言い難い。彼らは、交易を行わずとも、在地では十分に富裕であつたと考えられるからである。

その彼らが交易を行つていたのは、東国では入手しえない文物を、畿内等で獲得することに主たる目的があつたと考えることができる。そして自らの製品の販売は、あくまでもその手段と見るべきであろう。ここに、彼が難波に拠点を置いた意味もあると思われる。後述するように京や難波には、畿内産の物資はもろろのこと、西国、さらには唐・新羅産の文物が集まっていたからである。彼は、地元で蓄積した私富を「消費」して、畿内・西国・外国産の文物を購入すること、そこに主眼を置いて交易を行つていたと考えることができるのである。

(2)京・難波と交易者

『日本霊異記』上巻第七話は、備後国三谷郡大領の先祖が弘濟禪師を迎えて三谷寺を造る話であるが、その中で、禪師が仏像を造るために京に上つて財を売り、金丹等を買得するエピソードが語られる。また中巻第六話には、山背国相楽郡の人が法華經を入れる箱を作るため、四方に人を派遣して白檀・紫檀を探し、これを諾楽の京で入手する話が見える。

一方、史料6からは、西海道の官人・百姓・商旅が草野・国埼・坂門

等の津から船で任意に産物を輸送しており、天平一八（七四六）年に、一部の例外を除いて禁断したが止めることができず、これらの人々は、ことごとく難波に集まっている様相が判明する。

（史料6）『類聚三代格』卷十六 舟瀬并浮橋布施屋事

太政官符

応_レ聽_下自_二草野国埼坂門等津_一往_レ還公私之船_上事

右得_二大宰府解_一符。檢_二案内_一。太政官去天平十八年七月廿一日符備。官人百姓商旅之徒。從_二豊前国々々_一。坂門等津。任_レ意往還擅漕_二国物_一。自今以後。嚴加_二禁断_一。但豊後日向等国兵衛采女資物漕_二送人物_一。取_二国埼之津_一有_二往来_一者不_レ在_二禁限_一。除此以外。咸皆禁断者。府依_二符旨_一重令_二禁制_一。上件_二三津尚多_一奸徒。旧来越度不_レ得_二禁断_一。又雖_レ有_二過所_一而不_レ經_二豊前門司_一。如_レ此之徒咸集_二難波_一。望請。便令_二撰津国司_一勘_レ檢過所_上。若无_二過所并門司_一勘過_一者。依_レ法科断。然則奸源自清。越度亦息。謹請_二官裁_一者。被_二大納言正三位紀朝臣古佐美宣_一符。奉_レ勅。自今以後。公私之船宜_レ聽_下自_二豊前豊後三津_一往来_上。其過所者依_レ旧府給。当處勘過不_レ可_二更經_二門司_一。但承前所_レ禁不_レ在_二聽限_一。長門伊予等国亦宜_二承知_一。

（七九六）

延暦十五年十一月廿一日

この史料6には「官人・百姓・商旅」とあるが、その交易主体は官人および地方豪族層であろう。なぜならば、交易に用いる「国物」を、西海道から難波へ、「任意」に運んでいるからである。交易原資を取り揃えるにしても、それを難波に輸送する手段（船舶と船員）を確保するにしても、それをなしうる階層はかなり限られる。したがって「百姓・商旅」とは、郡司氏族に属するが任官していない者、郡司などに就いていない地方豪族、あるいは郡司などを交易主体としつつ、その配下として

実際の交易に従事している者などが、実際には該当すると思われる。

史料7に見えるような西海道の交易者・交易主体は、漆部伊波と同様に、在地の財や産物を京や難波に持ち込んで売り、必要とする物資を獲得して持ち帰る交易を展開していたと考えられる。彼らが獲得を目指した物は、金・丹・白檀・紫檀といった奢侈品製作に必要な資材や、威信財となりうる奢侈品そのもの、そして在地での再生産や生産拡大に必要な資材や物品だったと思われる。彼らは、これらを獲得して在地に持ち込むことによって、私富を蓄積するとともに自らの威信を示し、その在地支配を経済的・イデオロギー的に補強せんとしたのである。

したがって、彼らの主たる関心は、自らの産品を売ることにあつたわけではないと考えられる。しつこいようだが、地域やその周辺では生産・獲得できない物品を入手するために、その交換手段になりそうな自らの産品を京や難波に持ち込んでいるのにすぎないのである。しかしこれは、結果として多種多様な物品が京・難波に集まることにつながった。もともと都城周辺は、律令国家税制により、全国の物資が集中する。そのうえに、史料5の「商旅」や漆部伊波は東国の産物を、史料7の官人・百姓・商旅は西海道産の物品を、それぞれ京や難波に持ち込んだのである。国際交易によって得られるような物品も、大宰府周辺を除けば、まずは京や難波などに持ち込まれたであろう。だからこそ、外部産の物品の獲得を求めた漆部伊波らが、京や難波に拠点を構えようとしたのである。

特筆すべきは、東国と西国の産物などがこれらの場で交換され、それぞれの在地にもたらされただろうと考えられることである。すなわち京や難波は、東国と西国のような列島内部における遠距離地域間の交易・交流の場ともなっていたわけで、まさしく全国的な交易・物流のセンターということが出来る。ここに、交易に関する京や難波とその市等の特質の一つを認めることができるであろう。

(3) 地方豪族層による錢貨獲得

一方、地方の豪族層は、中央での交易によって、現物だけでなく錢貨をも多く獲得していた。楯磐嶋が出挙錢三十貫をもって敦賀津で交易した説話では、磐嶋の交易相手が、おそらくは北陸道の何処から来た交易者に設定されていると思われる。その交易相手は、自らの荷を磐嶋に売る代わりに錢貨を受け取っているわけである。

また、八世紀代にみられる献錢叙位者には国司や、郡領などの地方豪族が多い。彼らが大量の錢貨を蓄積し得たのは、喜田氏が指摘するように、京や難波などで交易を展開したためである可能性は高い。蓄錢の禁止および正税との交換による官への錢貨収公(史料7)、献錢叙位の停止(史料8)、貯蓄の全面禁止(史料9)と進んでいく献錢叙位政策の転換・停止命令のなかで、「外国吏民多有貯蓄。京畿士庶還乏資用」、「殷富之民多貯錢貨。藏纏万計或至腐爛」、「而今畿外諸国富豪之輩。不謹慎格旨猶事貯積」と繰り返し述べられていることには、畿外諸国の「吏民」「富豪之輩」が畿内から大量の錢貨を持ち出し、在地に蓄藏している状況が示されている。

(史料7) 『類聚三代格』卷十九 禁制事

太政官符

禁断貯錢支

右被_レ右大臣宣_レ備_レ奉_レ勅。用_レ錢之道取_レ輕便_レ。有_レ無均_レ利彼此得_レ宜者也。如聞。外国吏民多有_レ貯蓄_レ。京畿士庶還乏_レ資用_レ。既乖_レ均_レ利之義_レ。亦失_レ得_レ宜之方_レ。宜_下下_レ嚴制_レ不_レ上_レ得_レ更然_レ。所_レ有_レ之錢_レ盡_レ皆_レ納_レ官_レ。仍用_レ正税_レ准_レ価_レ給_レ之_レ。送_レ京_レ之_レ功_レ亦用_レ正税_レ。如有_レ藏_レ而不_レ進_レ為_レ他_レ被_レ告_レ。不_レ論_レ陰贖_レ科_レ違_レ勅罪_レ。五_レ分_レ其_レ物_レ。一分_レ給_レ告_レ者_レ。四分_レ没_レ官_レ。但伊賀近江若狭丹波紀伊等国不_レ在_レ禁

限_一。

(七九八)
延曆十七年九月廿三日

(史料8) 『類聚三代格』卷十九 禁制事

太政官符

禁断民蓄錢貨以求_中爵位_上支

右大納言正三位老志濃王宣_レ奉_レ勅。頃年納_レ錢例叙_レ五品_レ。今聞。殷富之民多貯_レ錢貨_レ。藏纏万計或至_レ腐爛_レ。是以官府信_レ力無_レ輕_レ於_レ鑄作_レ。京畿乏_レ錢未_レ布_レ於_レ民間_レ。其百姓納_レ錢以求_レ爵位_レ。自今以後。嚴加_レ禁止_レ。更莫_レ令_レ然_レ。

(八〇〇)
延曆十九年二月四日

(史料9) 『類聚三代格』卷十九 禁制事

太政官符

志禁_レ制_レ貯_レ錢_レ支

右延曆十七年九月廿三日格備。右大臣宣_レ奉_レ勅。用_レ錢之道取_レ輕便_レ。有_レ無均_レ利彼此得_レ宜者也。如聞。外国吏民多有_レ貯蓄_レ。京畿士庶還乏_レ資用_レ。既乖_レ均_レ利之義_レ。亦失_レ得_レ宜之方_レ。宜_下下_レ嚴制_レ不_レ上_レ得_レ更然_レ。所_レ有_レ之錢_レ盡_レ皆_レ納_レ官_レ。仍用_レ正税_レ准_レ価_レ給_レ之_レ。送_レ京_レ之_レ功_レ亦用_レ正税_レ。如有_レ藏_レ而不_レ進_レ為_レ他_レ被_レ告_レ。不_レ論_レ陰贖_レ科_レ違_レ勅罪_レ。五_レ分_レ其_レ物_レ。一分_レ給_レ告_レ者_レ。四分_レ没_レ官_レ。但伊賀近江若狭丹波紀伊等国不_レ在_レ禁限_レ者_レ。而今畿外諸国富豪之輩。不_レ慎_レ格旨_レ猶事_レ貯積_レ。聞_レ其_レ由緒_レ。非_レ充_レ資用_レ。徒奢_レ富強之名_レ各争_レ聚集之夥_レ。辺郡既無_レ通用之理_レ。朝家永增_レ鑄作之勞_レ。静論_レ其費_レ一誠須_レ懲革_レ。右大臣宣_レ奉_レ勅。宜_下更_下下_レ嚴制_レ一切禁断_上。其所_レ有_レ之錢_レ依_レ先格_レ行_レ之_レ。若隱藏不_レ進_レ。科_レ罪亦如_レ先格_レ。唯告言者_レ三分_レ給_レ一_レ。国司仍須_レ符到之後册箇日内。勘_レ録_レ緝_レ數_レ專脚言

上。夫搜勘無私言上合_レ期。不_レ論多少_一。特加_三褒擢_一。若乖_二違符旨_一延引無_レ申。及許容不_レ勘為_レ他被_レ告。同処_二違勅罪_一。不_二曾寬宥_一。又伊賀近江等五箇國。先格已僞_レ不在_二禁限_一。宜_下聽_二其資用_一禁_中其貯蓄_上。

(八六七)

貞觀九年五月十日

それでは、このような地方豪族層による錢貨蓄積は、純經濟的な意味での私富蓄積なのだろうか。ところが、史料9では「聞_二其由緒_一。非_レ充_二資用_一。徒奢_三富強之名_一各争_三聚集之夥_一。辺郡既無_三通用之理_一」とされており、禁制から除外された伊賀・近江・若狭・丹波・紀伊国より外の諸国では、錢貨が交換手段・支払い手段として機能していなかった状況が記されている。さらに、この一連の問題が献錢叙位の転換・停止政策のなかで取り上げられていることは、これら蓄積問題が献錢叙位政策と深く関連していることも物語っている。すなわち、彼らが錢貨を蓄えたのは、純經濟的な意味での私富追求ではなく、献錢による位階の入手、あるいは蓄積そのものが目的であった可能性が高いと考えられる。

榮原氏は、こういった献物・献錢叙位も經濟的要因で説明し、「俸禄支払い保障による民間私富の借入れ」と定義したうえで、献物叙位者の側から見れば、俸禄の総量が献物を超えた分は利得になるとする〔榮原 一九八四〕。しかし、南部昇氏らが書評で指摘するように七五歳で献物した例もあり〔南部ほか 一九九二〕、献物者が俸禄による回収を目的としたとは言い難い。むしろ彼らにとつては、位階を獲得することで国家や天皇から在地支配の正当性を認められる、そしてそれを在地において喧伝することこそ重要ではなかったか。

繰り返しになるが、彼らは在地において十分に富裕な階層に属し、その財力は在地支配にこそ基盤があったと考えられる。そして位階は、その在地支配をイデオロギー的に補強するアイテムの一つになりうるので

ある。また書評が指摘するように、位階を得ることで個々人が精神的満足を感じるという点も、献物叙位の重要な動機となつたであろう。すなわち、彼らにとつて位階とは形無き威信財であり、位階それ自体の入手を目的として献物をしたとみるべきなのである。

おそらく地方の豪族層は、律令国家成立以前、あるいは錢貨導入以前から、奢侈品・威信財やその資材の獲得を目的として、畿内地域での交易を展開してきたと思われる。そして、献錢叙位政策が錢貨と位階の互換性を保証した結果、彼らは、形無き威信財である位階を入手するために、錢貨を獲得・蓄積するための交易活動をも開始したと考えられる。

この場合、錢貨は在地において交換手段・支払い手段としては機能しておらず、したがって在地における純經濟的な意味での蓄積手段ともなりえなかった。そしてこういった在地における錢貨は、位階との交換手段という極めて限定された目的の貨幣として、あるいは位階との互換性を有する威信財として機能したと考えられる。このため献錢叙位が停止された後も、錢貨それ自体が威信財として独自に機能するようになり、地方豪族や「富豪之輩」は錢貨の獲得と蓄蔵をやめなかったと考えることができよう。すなわち、地方豪族たちが錢貨を持ち帰った交易もまた、在地の産品を売って儲けようとする行為ではなく、威信財としての錢貨を獲得せんとする交易だったと考えられるのである。

④商人とその展開

(1) 奈良・平安時代の商人

利潤を目的とした商人、ないし商人の原型と見なしうる奈良時代の交易者には、「遠距離型行商」・「近距離型行商」・「市人」の三タイプが考えられる。

遠距離型行商は、檣磐嶋の説話に認められるものである。畿内と畿外

を結ぶ遠距離交易者ではあるが、利潤を動機とすることのほか、畿内から畿外へ交易に向かう方向性などから、地方豪族層の遠距離交易とは異なる一類型と見なすことができる〔白石 一九九一〕。

檜嶋は、遠国の産品などを仕入れて京で販売し、利潤を上げることが目的だと考えられ、その交易の規模は、「近距離型行商」に比べて格段に大きい。しかし同時に、原資を寺社の出挙などに頼る必要がある、またおそらくは、出挙を受ける前提として仏教に帰依するなどの一定程度の条件があったと思われ、そういった非経済的な要素も含めて自立性が低いと評価できる。さらに、交易で得た利潤を次の交易の原資として回転させるような、その行為が商業といえる段階にまで至っていたかも知れない。

このように奈良期の遠距離型行商は、比較的交易規模が大きいものの、商業としては未熟な要素も内包しており、平安後期に成長を見せ始める遠距離交易商人の原型の一つと把握するのが妥当であろうと考える。

奈良期の近距離型行商は、瓜販の人の説話に見えるタイプで、産地で物品を仕入れて消費者などに販売し、利潤を上げることが目的とした商人と考えられる。利潤の一部を原資として、次の物品を仕入れるといった行動を始めていた可能性があり、その意味では自営商人として成立しつつあったと見なしうる。ただし、説話の内容から見て、その経営規模は極めて零細と判断されよう。

このような近距離型行商は、平安時代の文学作品などに「販夫」「販女」として散見されるようになる〔西岡 一九二五〕。しかし、依然として零細で、なおかつ社会的地位の低い階層と見なされていた。おそらくは都市的消費経済の進展とともに需要は高まり、商人の種類や人数は拡大していったと考えられるが、行商という業態からみて、一つ一つの交易や経営の規模は小さいままに止まっていたと想定される。

市人は、都城の市などに市肆を構えて交易を行うタイプである。しか

しこれらの市肆・市人については、法制史料から市肆の種類や市に対する法的規制は判明するものの、産業・生業としての実態はほとんど分からない。たしかに市人には、布などの支給を受けた官人からそれを買取り、それを売りに出すといった、流通業的な側面があったことも想定される〔鬼頭 一九七七〕。しかし、例えば先に取り上げた奉写二部大般若経所による銭貨調達活動において、飯高息足を「外国」（おそらくは伊勢方面）に、社下月足を難波へ〔直木 一九八一〕、と諸方に人を派遣して綿を売却させた事例は、大量の綿を一時に引き受けることが、平城京の東西市の市人たちには不可能であったことを如実に示している。この点は、市人の流通業的側面が未熟な段階にあったことを表している。流通業者として資本の蓄積が不十分であり、また他の地域に転売するネットワークも未発達であったことを示していると考えられるからである。

また、雑令皇親条と『類聚三代格』神龜五年三月二十八日太政官奏で、皇親および外五位を除く五位以上の官人が家人奴婢を市に居住せしめて興販させるのを禁止している点は、市での興販に対する官人層の欲求が大きいことや、また禁令の対象外とされた外五位以下の下級官人層・地方豪族層による興販が多かったことを類推させる。平安期においても、市人が左右近衛・兵衛などのトネリとなったり、諸司・諸家に仕えることを禁ずる太政官符が出されている（『類聚三代格』承和元年十二月二十二日官符・貞観六年九月四日官符）ことから、下級官人と市人が重なる状況が存在し、その問題が九世紀中頃以降に顕在化すると考えられている〔榎木 二〇〇二b〕。

これらの点から都城の市人の主要な部分は、下級官人層や地方豪族層、あるいは彼らを経営主体とする家人奴婢によつて構成されていたのではないかと想像される。彼らが展開した興販の実態は、地方豪族層の場合には在地の特産品を中心に、都城の近隣を本貫とする下級官人層は食料品など日用品も含めた産品を販売していたのだと思われる。これは地方市

のケースであるが、尾張国愛智郡の「力女」が、蛤五〇斛を捕って、美濃国方県郡の小川市で売る説話がある（『日本霊異記』中巻第四話）。この力女は、別の説話（中巻第二十七話）で尾張國中嶋郡大領の妻とされるので、地方豪族層の一員と見なすことができよう。このように在地の産品を市で販売するのが市人の主たる活動であり、都城の市人は、買い取った品を売ることで利潤をあげる手法も併用していたのだと考えられる。

このように本来は官人・豪族層であり、また利潤追求型の商行為も副次的なものに止まる以上、彼らのような市人を純粹な商人として把握することには躊躇せざるを得ない。ただし、商業を主たる生業とする市人が全く存在しなかったとも言い切れない。平安期になると、皇子が絹肆の富裕な市女を娶るといふ宇津保物語の話のように、市での商業で富を得る階層が登場してくる様相も窺える。したがって、奈良期の市人のなかに、少数ながら商人、あるいはその原型と見なしうる人間類型が存在した可能性はあろう。

(2) 交易従事者の専門性

商人の原型として把握しうる人間類型は、必ずしも利潤動機の交易者だけとは限らない。外部産品の獲得を目的とする交易主体の下で、実際の取引に従事した身分動機による交易者たちもまた、後の遠距離交易商人の原型となる要素を内包していたと思われる。これは交易、とくに遠距離取引には高度な専門性を要すると考えられるからである。

一般に獲得型交易では、本拠地から離れた場所で行えば行うほど、自地域では生産できないような特産品を獲得できる確率が、質・量ともに高まると考えられる。したがって遠距離取引は、価値が高い、珍しいものを獲得する機会として活用される。一方、遠隔地間交通は、距離が長くなるのと比例して、そのコストや危険性が増大する。すなわち遠距離

取引は、距離が延びるにつれ、ハイリスクハイリターンの度合いを増すのである。つきつめれば、最後はギャンブルに近いものとなる。そして、このリスクを低減するためには、交易従事者の専門的能力が求められることになる。

古代社会においては、遠距離交通そのものにまず危険が伴っていた。災害や獣害のような自然環境上の危険のほか、人為的障害が存在したからである。そもそも列島諸地域の各共同体は閉鎖的な慣行を有し、他者の通行にはアレルギー反応を示す可能性があった（中村 一九九六）。これについては、国家公権の道路であることを明示的に示す計画道路や、使者の交通を保障する伝馬制等の導入によって、王臣家などの使者を含む国家的交通の安全が図られたと考えられる。しかし、国家の保護が及ばない交通や、山賊・海賊といった確信犯的な人為的被害からの安全までは、必ずしも保障されなかったと思われる。備後国三谷郡三谷寺の弘濟禪師が、京での取引の帰路に舟人から海に放り出されたが、かつて放生した亀に救われる説話（『日本霊異記』上巻第七話）や、平安期における数々の海賊取締令（杉山 一九七一）などが、遠距離の交通や輸送における人為的障害を如実に物語っている。また、これらのような危険性があつたからこそ、檣磬鳴が交易の帰路に閻羅王の使者である鬼に追いかけられるという説話が、真に迫った説教として効果を有したのであろう。

このように遠距離取引従事者には、まず危険を伴う遠距離交通を完遂する能力や経験が求められると考えられる。

さらに交易である以上、身一つで行き来するわけにはいかないため、交通面では輸送手段の確保という課題もある。そして、自らキャラバンを組めるようなケースを除けば、人や輸送手段のチャーター、あるいは既存の輸送システムへの依存が必要になる。そしてその際には、輸送手段の調達はもとより、その信頼性をも確保する専門的能力が必要となる。

檣盤嶋のように、船に荷を預けて自らは陸路で帰還するようなケースでは、輸送者の信頼性が問われるだろうし、交易従事者には信用に足る輸送者の選定が求められるよう。それに失敗した場合、先に見た弘濟禪師の事例のように、舟人がそのまま海賊に変貌するという危険さえ招来するはめになるからである。

交易・交換の局面では、さらに専門性が要求されたと考えられる。最も単純な獲得型交易は、物々交換の形態をとると考えられる。このため、一見すると原始的で、シンプルな交易と捉えられがちである。しかし実際には、共通した価値尺度となる貨幣を媒介とし、多対多の間の需給関係で一定程度の価格が生成してくる市場経済システム以上に、高度な専門性が必要とされたと考えられる。

まず獲得したい物資を、いつ、どこで、誰から入手できるのかという情報・知識が必要となる。獲得したいものが貴重品であればあるほど、あるいは交易場所が遠方であればあるほど、交易の時・場所・相手の選定がシビアな課題となる。これを誤ると、目的の品が全く手に入らない可能性が高いからである。特に獲得型交易では、目的の品を入手できないければ、まったくの骨折り損ということになる。

また、交易の原資となる、自らの売却品の選定も重要な問題となる。交易相手が目的の品を持っていたとしても、その対価となる売却品を受け取ってくれなければ、交易は成立しない。したがって、交易相手が欲するであろう財貨に対する情報・知識を有し、それを選定する能力が問われよう。

実際の交易にあたっては、交渉能力も必要となる。まず、交易交渉に持ち込む能力・コネクションや、言語を異とする交易相手の場合は語学力が必要となる。次に、交渉によって等価交換の合意を取り付けなければならぬ。市場経済下における価格形成とは異なり、一回ごとに等価に関する合意を形成しなければならず、しかも、価値尺度の目安となる

貨幣体系を共有しているとは限らないからである。さらに、季節や場所による物価の相違・変動に関する専門知識も、交渉の際には必要となる。

以上のように、身分動機と利潤動機とを問わず実際の交易従事者には、様々な専門的知識・能力が必要とされたと考えられる。だからこそ、官司の交易活動においては、安都雄足や社下月足のような特定の官司人の活躍が目立つのであり、逆に安請け合いをした飯高息足は手痛い損害を被るはめに陥った。そして、このような交易従事者に要求される高度な専門性が、次節で述べるような遠距離交易商人が成長を始める、梃子の一つになったと考えられる。

(3) 平安時代後期における商業の展開

一一世紀後半以降、遠距離交易商人や輸送業者の活躍が、物語文学に散見されるようになる。その代表例が、『新猿楽記』に見える、かの有名な八郎真人である(史料10)。

(史料10) 『新猿楽記』八郎真人条

八郎真人は商人の主領なり。利を重じて妻子を知らず。身を念じて他人を顧みず。一を持って方に成し、壤を搏ちて金と成す。言を以て他の心を誑き、謀を以て人の目を抜く一物なり。東は俘囚の地に至り、西は貴賀が嶋に渡る。交易の物、売買の種、称げて教ふべからず。唐物には沈香、麝香、衣比、丁子、甘松、薰陸、青木、竜腦、牛頭、雞舌、白檀、赤木、紫檀、蘇芳、陶砂、紅雪、紫雪、金益单、銀益单、紫金膏、巴豆、雄黄、可梨勒、檳榔子、銅黄、緑青、燕脂、丹、朱砂、胡粉、豹虎の皮、藤、茶碗、籠子、犀の生角、水牛の如意、瑪瑙の帶、瑠璃の壺、綾、錦、羅、縠、緋の襟、象眼、纏綯、高麗軟錦、東京錦、浮線綾、呉竹、甘竹、吹玉等なり。本朝の物には、金、銀、阿古夜の

玉、夜久の貝、水精、琥珀、水銀、流黄、白鑄、銅、鉄、鎌、蟬羽、絹布、糸、綿、纈、紺の布、紅、紫、茜、鷲の羽、色革等なり。若は泊の浦に於て、年月を送り、定れる宿無し。若は村邑に於て、日夜を過し、住まる所無し。財宝を波濤の上に貯へ、浮沈を風の前に任せたり。運命は街衢の間に交へ、死生を路頭に懸けたり。賓客の清談は、甚だ繁く、妻子の対面は、已に稀なり。

この八郎真人の交易活動については、従来、その活動範囲の広さや、扱う品の多様さが強調されてきた。しかし、ここでは史料に即して、その実態を冷静に分析してみたい。

まず「商人の主領なり」とあることから、単独の交易者ではなく、一定程度の集団のリーダーであることが推測される。また、「利を重じて、謀を以て人の目を抜く一物なり」とある部分は、利益を重視していることと同時に、それが、社会的にあまり良いイメージではないことも示している。

「東は俘囚の地に至り、西は貴賀が嶋に渡る。」は、その活動範囲の広さを示すものとして注目されてきた一文だが、「若は泊の浦に於て、年月を送り、定れる宿無し。若は村邑に於て、日夜を過し、住まる所無し。財宝を波濤の上に貯へ、浮沈を風の前に任せたり。運命は街衢の間に交へ、死生を路頭に懸けたり。」ともあることから、「主領」であるにもかかわらず、八郎真人自らが広域に交易活動を行っていたことも推測させる。一方、「唐物には沈香、色革等なり」、「賓客の清談は、甚だ繁く」とあることから、扱う品はこういった遠隔地から仕入れた奢侈品で、顧客は京の貴族層と考えられる。

以上の点から窺えるのは、既に自営の商人として手広く商行為を行い、利益を追求していることである。そして一回こっきりの交易ではなく、継続性のある交易活動であり、したがって、利潤を次の仕入れの原資に

回すなど、継続的な利潤を追求する商人と言いうる段階に至っていることとみられる。

しかし一方で、主領とされながらも自らが列島各地を飛び回っている点は、拡大傾向にありつつもまだ零細な経営体であることを示し、いまだ負のイメージが強い点からは、社会的な地位が依然として低いことを表している。そして、遠隔地の奢侈品を仕入れ、貴族を顧客とするという点は、貴族経済を補完するという側面が強く、民衆を含めた広い層を対象とした商業ではないことも指摘できる。

また、『今昔物語集』巻二九・第三六話には、京と伊勢国を往来する富裕な水銀商が登場する。この水銀商は、馬百余頭の隊商で、絹・布・糸・綿・米を運搬し、伊勢国で水銀を買い付けている。

これも都鄙間の大規模な交易活動である一方、主人自らが隊商を率いていること、奢侈品たる水銀を買い付けて、やはり貴族向けの品としていると推測されることなど、八郎真人と同様な性格が認められる。特に、自ら隊商を率いていたうえ、山賊に襲われる話は興味深い。富裕な商人とされる点がかく強調されがちであるが、主人自らが危険と隣り合わせの交易活動を行っている点は、この時期の商人の実態を示すものとして重要なポイントであると思われる。

両者に共通する、もう一つの重要な要素は、遠隔地の奢侈品を仕入れて、貴族層に売却することで利益を上げているという、その構造である。これは、彼らの商売が、かつての王臣家の交易活動を代行するような形で成立していることを示している。そして貴重品の入手に大枚をはたく貴族層を顧客とすることに成功したからこそ、これらの商人が「富裕」と称されるまで成長してきたと考えられる。すなわち彼らは、巨大な経済力を持つ貴族層の交易、その前代以来の獲得型交易構造のなかから生まれ、成長を始めたのである。このような商人は、市人や販夫が単線的に成長した姿では決してない。

それでは、なぜ彼らが貴族経済に食い込んでいくことが可能になったのか。これには、交易従事者に必要な専門性を高めていった彼ら自身の努力と、王臣家等の交易能力の低下という、表裏一体の二つの要因が存在したと考えられる。前者については説明の必要もないであろう。八郎真人の説話が、片手間では到底不可能な、その営業努力の凄まじさを如実に物語っている。

一方、かつての王臣家等は、列島内の遠隔地や外国使節に対して自ら使者を派遣し、交易を行っていた。しかしこの段階になると、諸司・諸家が専門的な能力を有する交易従事者を抱え、直接的に交易を行うことが少なくなってきたと考えられる。例えば、最も重要視された国家による国際貿易からして、一一世紀頃には唐物使の派遣が停止され、大宰府にその管理が委ねられるようになるのである。これは、荘園制や受領による地方統治の進展、そしてそれらから諸司・諸家にもたらされる貢献物の増大が影響したと推測しておきたい。直接経営・直接交易に乗り出さなくとも、各地の特産物が集まってくる。その経済構造が、王臣家等の交易能力の低下につながったと考えるのである。

しかし当然のことながら、貴族層が求める貴重品・奢侈品の全てが、これら貢献物に含まれているとは限らない。そこに、八郎真人のような遠距離交易商人が食い込んでいくニッチが生まれたのではなからうか。極めて大雑把な見通しに過ぎず、今後の検討を要するが、現在のところそう考えておきたい。

この頃、畿内における輸送業者あるいは中間流通商人もまた、成長した姿を見せ始める。その代表例は、やはり『新猿楽記』に登場する津守持行である（史料11）。

（史料11）『新猿楽記』七の御許条

（前略）件の夫は、字は越方部津五郎、名は津守持行と云々。東は大

津、三津に馳せ、西は淀渡、山崎を走る。牛の頭は爛ると雖も、一日も休むこと無し。馬の脊は穿つと雖も、片時も治へず。常に駄賃の多少を論じて、鎮に車力の足らざることを諍ふ。等閑にして腰を屈ず、蔑如にして紐を斂めず。足は藁履を脱ぐ時無く、手には楮鞭を捨つる日無し。踵の鞞は、山城茄子の霜に相ふが如し。脛の瘡は、大和瓜の日に向ふが如し。只、牛馬の血肉を以て、将に妻子の身命を助けんとするのみ。實に一家の面を伏する、只、七の娘の処に在りと云々。

彼は、大津・三津と淀渡・山崎の間の運送を生業とし、「常に駄賃の多少を論じて」、利潤を追求している。しかし同時に、これらの地を牛馬とともに自ら往復し、へとへとになるまで働く零細業者でもある。

注目されるのは、東国、特に北陸道諸国の物産が陸揚げされる大津などと、西国の物産が陸揚げされる山崎津など（『延喜式』諸国運漕功賃条）の間を結んでいる点である。すなわち津守持行のような人間類型は、大津などに集まる東国の物産と、山崎津などに集まる西国の物産を双方向的に運送していたと想定できる。これは、かつて東西の交易者が京や難波津で出会い、交易をしていたという基本構造を受け継ぎながら、この両者を媒介するものとして登場した商業ないし運送業と把握することができる。こういった畿内における中間流通型の商業も、やはり前代の構造のなから生まれきたのである。

またこういった交易構造は、畿内における交易が、単に畿内と畿外の間の交易だけで構成されていたのではなく、畿内の交通拠点（京・難波津・大津・山崎津など）が東国と西国の交易の場にもなっていたこと。そしてそれは、奈良・平安期を通じて一貫していたことも示すであろう。

おわりに

本稿では、ポランニーが指摘する交易者の動機や目的に着目し、日本古代における交易者の実態や類型に関する分析を行ってきた。その結果、日本古代においては、外部産品の獲得を目的とする交易主体の下で交易に従事する、身分動機の交易者が多く存在すること。一方、利潤動機の交易者は一般に零細で、社会的地位も低いこと。したがって、経済あるいは交易量全体に占める割合では、獲得型・身分動機型交易が圧倒的多数を占めるであろうことなどを、まず指摘した。

また、官司や王臣家の交易は、基本的にこの獲得型・身分動機型交易と、それに便乗した官人による交易であること。長屋王家による酒食販売事業も、利潤それ自体は問題にならず、家政運営に必要な銭貨調達を目的としたものであることを指摘した。さらに、地方豪族が畿内で展開した交易も、利潤による私蓄積が目的ではなく、在地では入手しえない文物を獲得することに主たる目的があったこと。このため、列島や海外の物産が集まる京や難波に交易の拠点を構えるなどしていること。彼らの銭貨への欲求は、純経済的な私富の追求に基づくものではなく、形無き威信財としての位階の入手、あるいは銭貨自体を威信財と見なしたものであること明らかにした。

彼らは、基本的には財の獲得を目的とした交易者といえる。

官司・王臣家等の交易は、その経営に必要な財貨を近隣から調達する形態と、律令国家内部で産出しな物品・資材等の獲得を目指すものと大別できる。前者の目的のために畿内各地に、後者の目的のために秋田城・多賀城・難波・大宰府などに拠点を設け、使者を派遣して交易を行っていた。後者のケースでは、遣唐使随行人に委託した事例もある『入唐求法巡礼行記』。交易の原資は、税制・貢納などによって国家が收取

し、王臣家等に分配された国内産の物品や物品貨幣、あるいは直轄地経営で得られた余剰生産物であると考えられる。

また、地方富豪層は、在地において産出・入手できない物品や資材、あるいは銭貨や位階などの威信財の獲得を目的とし、京や難波などに在地の産品を持ち込んで、目的のものを入手するという交易を展開したと考えられる。そしてその原資は、在地の生産関係・收取関係によって蓄積された私富と考えられる。

獲得を目指す財の種類が異なるとはいえ、両者のベクトルは基本的に同じである。通常の生産関係では入手し得ない財の獲得が目的であり、いずれも商業というよりは消費の範疇に入る交易活動だからである。大きく違うのは、交易活動における地理的・空間的な方向性である。王臣家等では、その遠距離交易活動は、国家の中心から外へという指向性を見せるのに対し、地方豪族は地方から中央へという基本的な方向性が認められる。これは、官司や王臣家等が律令国家の税制（実物貢納制）によって律令国家内部の産品の分配を受けることができ、したがって国内産の物は交易以外の手段で手に入る可能性が高いが、国外産のものは交易が必要になること。これに対して地方豪族層は、列島内遠隔地の産物を自力で入手しなければならなかったことや、銭貨や位階など律令国家が発行するものに関心を寄せていたことによると思われる。

一方、このような古代社会において、利潤動機の商人は、零細で、社会的地位・身分が低い階層として存在していた。都市的消費経済が進展するなかで、市人や近距離型行商の需要は増していったと考えられるが、大多数の経営体は小規模のまま推移したと考えられる。

こういったなかで平安時代後期になると、比較的大規模な交易を展開する遠距離交易商人の姿が見られるようになる。彼らは、王臣家等が展開してきた獲得型交易の一部を代行する形で産声をあげ、諸司・諸家の交易能力が低下するなかで、その専門性を磨き、成長を遂げていったと

推測される。

注目されるのは、彼らが史料上に登場してくる一一世紀後半という時期である。石井進氏は、この一一世紀半ばすぎぐらいから、様々な中世的特色が出現してくることを強調している〔石井 二〇〇二〕。となると彼らもまた、古代から中世へという社会の大きなうねりのなかで登場してきた人間類型なのではなかるうか。逆にいえば、古代という時代は、商人がなかなか上昇の機会をつかめない、厳しい社会的条件を内包していたとみることもできる。

以上が本稿の概要であるが、総じていえることは、大規模な交易や、そこで活躍する交易専従者が存在するからといって、それが即、商業の発展と短絡することはできないということである。近年、縄文時代から商品の交換が行われていたとか、専門的な商人がいたなどという言説が目立つ〔例えば、網野 一九九七、小山・岡田 二〇〇〇、など〕。これらは、交易と商業を短絡した安易な考え方といわねばならず、同時にこのような捉え方では、苦難のなかで成長を遂げていった、古代商人たちの実態とその努力を見誤る可能性がある。

時代の先端を走っていたと思われる平安時代後期の遠距離交易商人でさえ、後世の大商人の姿と比較すれば、まだまだ富裕かつ社会的地位が高い存在に到達しているとは言いがたい。彼らもまた、古代から中世への社会の変化に応じて、発展への足がかりを得たばかりの存在なのである。

引用・参考文献

網野善彦 一九九七 『日本社会の歴史(上)』岩波新書
 石井進 二〇〇二 『日本の中世1 中世のかたち』中央公論新社
 小山修三・岡田康博 二〇〇〇 『縄文時代の商人たち―日本列島と北東アジアを交易した人びと―』洋泉社
 カール・ポランニー著・玉野井芳郎ほか訳 一九八〇 『人間の経済』I、岩波書店

カール・マルクス著・向坂逸郎訳 一九六九 『資本論』第一編第二章、岩波文庫
 大谷 治孝 一九七九 『撰津国家地売買公験案』の基礎的研究』『ヒストリア』八二
 喜田新六 一九三三 「奈良朝に於ける錢貨の価値と流通とに就いて」『史学雑誌』四四
 一
 鬼頭清明 一九七七 『日本古代都市論序説』法政大学出版局
 榊木謙周 二〇〇二 a 「長屋王家の消費と流通経済」『国立歴史民俗博物館研究報告』
 九二
 九二
 榊木謙周 二〇〇二 b 「商人と商業の発生」『新体系日本史12 流通経済史』山川出版
 社
 栄原永遠男 一九七六 「日本古代の遠距離交易について」『古代国家の形成と展開』吉
 川弘文館(のち、「奈良時代の遠距離交易」と改題し、『奈良時代流通経済史の研究』
 塙書房、一九九二年に再録)
 栄原永遠男 一九八四 「律令国家の経済構造」『講座日本歴史』一、東京大学出版会(の
 ち、「奈良時代の遠距離交易」と改題し、『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九
 九二年に再録)
 栄原永遠男 一九九二 『奈良時代流通経済史の研究』塙書房
 白石ひろ子 一九九一 『靈異記』からみた遠距離交易』『日本霊異記の原像』角川書
 店
 杉山宏 一九七一 「日本古代の海賊について」『海事史研究』一六(のち、「海賊行為
 の取締まり」と改題し、『日本古代海運史の研究』法政大学出版局、一九七八年に再
 録)
 関根真隆 一九六九 『奈良朝食生活史の研究』吉川弘文館
 館野和己 一九九七 「長屋王家の交易活動―木簡に見える「店」をめぐって―」『奈良
 古代史論集』三
 直木孝次郎 一九八一 「難波使社下月足とその交易」『難波宮址の研究』七・論考編(の
 ち、『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館、一九九四年に再録)
 中村太一 一九九六 『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館
 中村太一 二〇〇〇 「古代日本における墨書押印貢進物」『栃木史学』一四
 南部舞・樋口知志・福原栄太郎 一九九二 「書評 栄原永遠男著『奈良時代流通経済
 史の研究』(上)」『続日本紀研究』二八二
 西岡虎之助 一九二五 「平安時代の商業及び商人の生活について」『歴史地理』四五―
 一(のち、中世民衆史研究会編『中世の政治的社会と民衆像』三二書房・一九七六年、
 および『西岡虎之助著作集 第一巻』三一書房・一九八二年に再録)
 西村真次 『日本古代経済・交換編』三、東京堂
 村尾次郎 一九六一 『律令財政史の研究』吉川弘文館

吉田 孝 一九六五 「律令時代の交易」『日本経済史大系』一、東大出版会（のち、『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年に再録）

（北海道教育大学教育学部釧路校、国立歴史民俗博物館共同研究員

〈元COE研究員〉）

（二〇〇三年三月二五日受理、二〇〇三年七月一八日審査終了）